

第3次小城市男女共同参画プラン策定に向けた  
男女共同参画に係る現状把握及び課題整理

令和3年9月

## 1. 世界、国及び県の動向（計画策定の背景）

### （1）世界の動き

年月	世界の動き
2017年（平成29年）	<p>「変わりゆく世界における女性の包摂及び経済的エンパワメントの強化」をテーマに、「APEC 女性と経済フォーラム 2017」がベトナム・フエにて開催。</p> <p>G7 サミットに合わせて開催される関係閣僚会合の一つとして G7 男女共同参画担当大臣会合 2017 がイタリア共和国・タオルミーナで初めて開催され、国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍に関する様々な課題について意見交換を実施。</p>
2018年（平成30年）	<p>第62回国連婦人の地位委員会が国連本部（ニューヨーク）で開催され、世界中から政府閣僚や NGO 等の非政府代表が参加。委員会期間中は、「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワメント達成のための課題と機会」を優先テーマに協議等を実施。</p> <p>「デジタル時代に女性と少女が前進する機会をつかむために」をテーマに、「APCE 女性と経済フォーラム 2018」がパプアニューギニア・ポートモレスビーにて開催。</p>
2019年（平成31年/令和元年）	<p>第5回国際女性会議 WAW!/W20 が東京で開催され、8か国の外務大臣をはじめ、世界各国から約 3,000 人が参加。総理からは、女性活躍推進のための取り組みと成果を報告。</p> <p>G20 大阪サミットにおいては、女子教育を含む女性のエンパワメントに関し、取り組む決意を表明。</p> <p>第63回国連婦人の地位委員会が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」を優先テーマに協議等を実施。</p> <p>「経済への女性の包摂の推進」をテーマに、「APC 女性と経済フォーラム 2019」がチリ・ラ・セレナにて開催。</p>

## (2) 国の動き

年月	国の動き
2017年（平成29年）	「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」が施行。 政府は「働き方改革実行計画」を決定。 政府は「女性活躍加速のための重点方針2017」を策定。 政府は待機児童解消をめざす「子育て安心プラン」を公表。 刑法の一部改正法が施行され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等の実施。 国家公務員の旧姓使用が拡大。 「改正育児・介護休業法」が施行。
2018年（平成30年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行。また、男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」を決定。 「女性活躍加速のための重点方針2018」を策定。
2019年（平成31年/令和元年）	「働き方改革関連法」が施行。 元号が「平成」から「令和」へ改元。 「女性活躍推進法」において、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする法律が成立。
2020年（令和2年）	「第5次男女共同参画基本計画」策定に当たっての基本的な考え方（素案）を公表。 「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定。

## (3) 佐賀県の動き

年月	佐賀県の動き
2017年（平成29年）	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「パール・ライトアップ」実施。
2019年（平成31年/令和元年）	「第4次佐賀県DV防止・被害者支援基本計画」を策定。 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査（3,000人）」を実施。
2021年（令和3年）	「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定。

## (4) 第5次男女共同参画基本計画の概要

### 第5次男女共同参加基本計画（基本的な方針）

#### 目指すべき社会

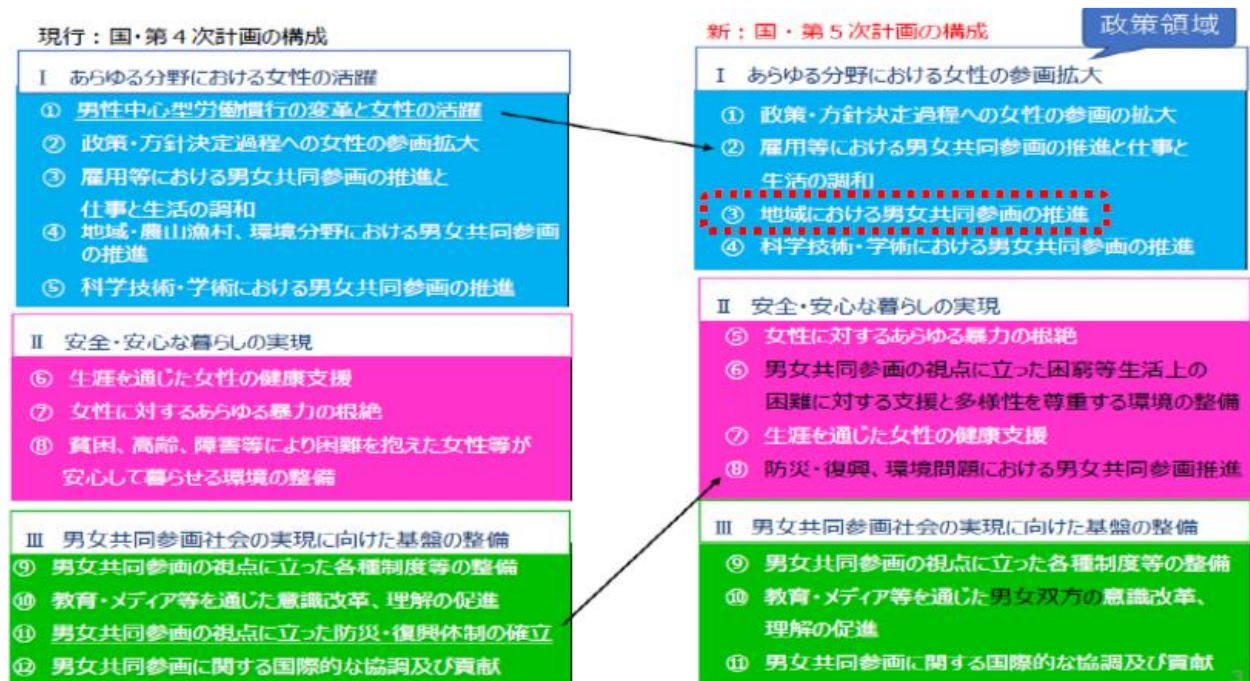
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軸を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

#### 社会情勢の現状及び課題

- (1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- (2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (4) AIなどの技術進歩（第4次産業革命）
- (5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症
- (7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

#### 基本的な視点と取り組むべき事項等

- 男女共同参画の推進は、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提。
- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では約15%であるなど、国際的に大きく差を上げられている。今が、一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であり、取組を一段と加速させていく必要がある。
- 同時に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と変化を踏まえながら施策を進めていくことが重要。



第5次男女共同参画基本計画（概要）

	施策
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政治分野 2 司法分野 3 行政分野 4 経済分野 5 専門・技術職、各種団体等
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	1 ワーク・ライフ・バランス等の実現 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 3 ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女同格差の是正 4 非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援 5 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援
第3分野 地域における男女共同参画の推進	1 地方創生のために重要な女性の活躍推進 2 農林水産業における男女共同参画の推進 3 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題への取組の推進 4 地域活動における男女共同参画の推進
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大 2 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 3 男女の研究者・技術者が共に働き続けやすい研究環境の整備 4 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 5 ストーカー事案への対策の推進 6 セクシャルハラスメント防止対策の推進 7 人身取引対策の推進 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 9 売春への対策の推進

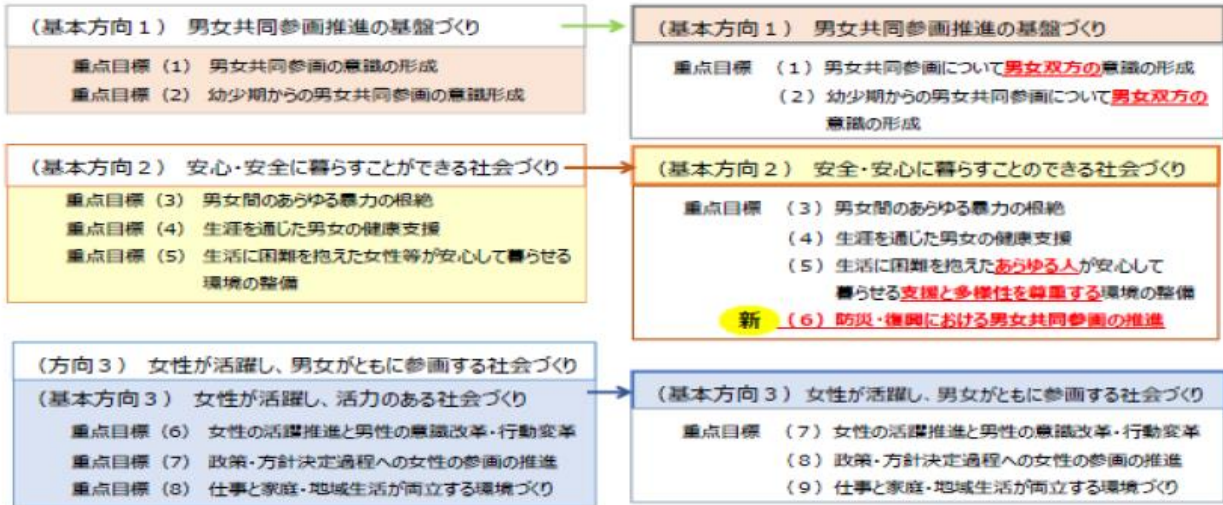
	施策
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
第7分野 生涯を通じた女性の健康支援	1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 2 医療分野における女性の参画拡大 3 スポーツ分野における男女共同参画の推進
第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進	1 国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化 2 地方公共団体の取組促進
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し 2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	1 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 2 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 国際的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開 4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信 5 メディア分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 2 G7、G20、APEC、OECDにおける各種合意等への対応 3 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメントに関する国際的なリーダーシップの発揮



## (5) 第5次佐賀県男女共同参画基本計画の概要

佐賀県第4次男女共同参画基本計画

### 第5次計画の構成



	新規・継続	数値目標名 (担当課)	現況	令和7年度までの数値目標	基本方向 - 重点目標
			令和元年度		
①	継続	性別によって役割を固定する考え方に同意する県民の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	34.3%	30%未満	1-(1) 1-(2)
②	新規	市町における相談窓口 (女性相談窓口) の設置数 (男女参画・女性の活躍推進課)	13市町	20市町	2-(3)
③	新規	女性のがん検診受診率 (健康増進課)	乳がん 44.7% 子宮頸がん 43.3%	R4年度 乳がん 50% 子宮頸がん 50%	2-(4)
④	新規	県事業によるひとり親家庭の就職者数 (こども家庭課)	75人	R4年度 120人	2-(5)
⑤	新規	民間企業の管理職 (課長相当職以上) に占める女性の割合 (男女参画・女性の活躍推進課)	10.1%	R4年度 15%	3-(7)
⑥	継続	市町の審議会等における女性委員の割合の平均 (男女参画・女性の活躍推進課)	29.1%	30%以上	3-(8)
⑦	新規	保育所等待機児童数 (こども未来課)	24人	0人	3-(9)
⑧	継続	年次有給休暇の取得率 (産業人材課)	48.6%	70%	3-(9)

## 2. 意識調査結果にみる課題

### (1) 男女共同参画に関する市民意識調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（固定的性別役割分担意識）に対して『反対』（反対・どちらかといえば反対）と考える市民の割合が70.1%で、目標数値65.0%の目標を達成しています。また、第2次プランを策定した平成27年度以降の経年比較においても、『反対』と考える市民の割合は少しずつ高くなっているため、男女共同参画についての理解を深めるための啓発活動などの事業を行ってきた成果であると評価しつつ、引き続き男女共同参画社会の形成に向けて男女共同参画の意識づくりの取り組みを継続することが重要です。

次に、男女の平等感については「家庭生活」「就職・採用」「職場」「学校教育の場」「地域や社会活動の場」「政治の場」「法律・制度上」「習慣・しきたり」の8つの項目で、最も平等と感じている割合が高かった項目は「地域や社会活動の場」で69.8%、最も低かった項目は「政治の場」の12.3%でした。

「社会全体」における男女の平等感については、回答した男性は21.7%、女性は10.8%と男女の感じ方の差が大きく、全体集計では「男性の方が優遇されている」割合が57.2%と半数以上と高く、男女平等意識の醸成には更なる取組の推進が必要です。

「仕事と家庭生活の優先度」については、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考える人の割合が6割以上に対し、現実（現状）には「仕事と家庭生活をともに優先している」と考える人の割合は4割強と、理想と現実（現状）に大きな開きがみられます。

「女性が職業を持つこと」については、「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方が良い」と回答した市民の割合は、女性・男性ともにほとんどの年代において高くなっています。女性の継続した就労や、職場の雰囲気を含めた就労環境の見直しなどの取組が必要だと考えられます。

「夫婦や恋人同士の暴力」については、約4人に1人が何らかの暴力を受けています。被害を受けた時の対応では「我慢した」と回答した市民の割合は男女とも最も高く、被害が表面化していないケースも多く存在することが推察されます。

「男女共同参画に関連する用語の認知度」については、「ドメスティック・バイオレンス」と「セクシャル・ハラスメント」は半数以上の市民は内容まで知っているという回答がありますが、平成27年度調査より低くなっています。「ワーク・ライフ・バランス」「ハラスメント規制法」「LGBT（LGBTs）」「DV防止法」の浸透や、今後は「面前DV」「ジェンダー平等」「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」などについて周知が必要だと考えられます。

## (2) 男女共同参画に関する中学生意識調査

「男女共同参画に関する用語の認知度」については、「セクシュアル・ハラスメント (67.9%)」「ドメスティック・バイオレンス (55.1%)」は半数以上の生徒が「聞いたことがあり、内容まで知っている」と回答しています。「デートDV」「LGBT(LGBTs)」の認知度は3割強でしたが、「ワーク・ライフ・バランス」「ジェンダー」「DV防止法」「女性活躍推進法」などは認知度が低いことから、近年の世界情勢などを踏まえた男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進が必要だと考えられます。

男女の平等感については、「平等」と回答した生徒の割合は「家庭生活」「学校生活」で70%以上、「法律・制度上」「慣習・しきたり」で50%以上、「社会全体」では40%以上です。

「女は女らしく、男は男らしく」という考え方については、反対が41.9%、賛成が28.8%で、反対と回答した人は女性が高く、賛成と回答した人は男性が高い傾向です。

結婚観を問う「結婚は個人の自由であるから、してもしなくてもよい」という考え方には、賛成(81.0%)で、女性が男性より高い傾向です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方には反対(54.8%)が賛成(10.7%)を大きく上回り、反対は女性が高く、賛成は男性が高い傾向です。

「女性も男性も役割分担して、家事・育児・介護をした方がよい」という考え方については、賛成(79.2%)で、女性が男性より高い傾向です。

家族や先生などから「男の子だから、女の子だから」と言われて嫌な気持ちになった生徒の割合が27.1%で、平成27年度調査の27.0%と変動がありません。また女性が3人に1人、男性の5人に1人より多い結果となっています。

家事に関する質問においては、男性の家事参画では「父親」の「ごみだし」が26.8%で最も高く、「育児」「授業参観」では4割強が「両親」と回答していることから一定の男女の家事分担があることがわかりますが、依然として「母親」の家事負担が大きい現状です。

家の中で両親などのけんか(暴力や暴言など)を見たことがある生徒が40%弱いることから、家で安心感を持って生活できていない生徒がいることがわかり、表面化しにくい「面前DV」等の新たな課題への取組が必要となっています。

交際に関する質問では、「SNSの返信が遅いといつも怒る」などの行動に対する反応として「別にへんだと思わない」割合が一定以上あることから、デートDVなどに発展しないよう、まずは相手に対して嫌な行動をしないこと、相手からの嫌な行動に対して「ノー」と言える環境や万一の場合の相談体制も必要になると考えます。

男女共同参画社会の形成にとって子どもの頃からの教育は重要であることを認識し、教育に関わる先生や保護者を含めた大人たちへの男女共同参画に配慮した意識啓発の取組を進めていく必要があります。



### 3. 第2次プランの事業進捗状況評価

#### (1) 進捗状況の総括

『第2次小城市男女共同参画プラン』では、小城市における男女共同参画社会の実現に向け、5つの基本目標と成果指標を設定し、目標達成に向け取組を推進してきました。各基本目標の実現に向けて設定した事業については、ほぼ計画どおりに実施することができましたが、成果目標については14項目中2項目の達成となりました。

2020年度（令和2年度）に「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。その結果を2015年度（平成27年度）調査と比較し第2次プランの事業進捗を整理しました。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

指 標	平成27年度	令和2年度	目標値 (令和3年度)
性別固定役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思う）に反対する市民の割合 ※総合計画アンケートより	57.6%	70.1%	65.0%
地域や社会活動の場において男女が平等であると感じている市民の割合	38.8%	40.0%	50.0%
家庭生活の場において男女が平等であると感じている市民の割合	31.3%	26.3%	35.0%
性別に関わりなく、個性を可能な限り活かして育てた方がよい (賛成のみ)	61.4%	64.4%	70.0%

性別固定的役割分担意識に反対する市民の割合は、平成27年度調査の57.6%から高くなり、令和2年度調査では第2次プラン目標値の65.0%を超えて70.1%となり目標を達成しています。

また、「男女の平等感」で「地域や社会活動の場」については、平成27年度調査と比べて「平等」と感じる割合は高くなっていますが、目標は達成していません。同じく「男女の平等感」で「家庭生活の場」については、「平等」と感じる割合が低くなり、目標を達成していません。

また、子どもの育て方に関して「性別に関わりなく、個性を可能な限り活かして育てた方がよい」について、「賛成」の割合は高くなっていますが、目標は達成していません。

今後も継続して男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりが必要であると考えます。

## 基本目標Ⅱ 男女が共に参加する社会づくり

指 標	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値 (令和 3 年度)
男性で一日（平日）の家事関連時間が「全くしていない」「30 分未満」と回答した市民の割合	45.7%	44.1%	40.0%
市内行政区における女性区長の割合	1.1%	1.1%	5.0%
防災会議における女性の割合	8.0%	17.4%	30.0%
審議会等委員の女性の参画率	31.1%	31.9%	35.0%

男性の家事参画では、平日の家事関連時間について「全くしていない」「30 分未満」の回答割合は低くなっていますが、目標は達成していません。

また、女性の参画率について、「市内行政区区長」「防災会議委員」ともに目標を達成しておらず、審議会等委員の女性参画率も目標を達成していない状況で、58の審議会等のうち女性委員が参画していない審議会等が7つあります。

今後も男女が共に参画する社会づくりを行っていく必要があると考えます。

## 基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

指 標	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値 (令和 3 年度)
安心して子育てができるまちと思う市民の割合 (思う+どちらかといえば思う) ※総合計画アンケートより	78.7%	84.5%	84.2%
市職員の管理職における女性登用率	11.9%	15.9%	30.0%
ワーク・ライフ・バランスについて言葉や内容まで知っている市民の割合	19.2%	23.2%	35.0%

「安心して子育てできるまちと思う」と回答した市民の割合は、平成 27 年度調査から高くなり、目標を達成しました。

市職員の管理職における女性登用率は高くなりましたが、目標は達成していません。

ワーク・ライフ・バランスについて、言葉や内容まで知っている市民の割合は高くなりましたが、目標は達成していません。

今後も仕事と生活の調和を目指して、継続して子育て環境の充実、働き方改革や女性の活躍につなげるワーク・ライフ・バランスの周知により、男女がともに活躍しやすい環境づくりを行っていく必要があると考えます。

#### 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指 標	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値 (令和 3 年度)
セクシュアル・ハラスメントについて言葉や内容まで知っている市民の割合	78.1%	70.9%	85.0%

「セクハラ」として認知されている「セクシュアル・ハラスメント」の内容まで知っている市民の割合が低くなり目標達成には至っていません。

多様なハラスメントへの理解や認識と、それを防止するための取組の徹底も必要であると考えます。

#### 基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

指 標	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値 (令和 3 年度)
DVについて言葉や内容まで知っている市民の割合	74.7%	66.3%	85.0%
DV被害を受けた際に「我慢した」「相談しようと思わなかった」と回答した市民の割合	65.5%	64.7%	60.0%

「DV」「ドメスティック・バイオレンス」の認知については、その言葉や内容まで知っている市民の割合が低くなり、目標を達成していません。

また、DV被害を受けた際については、「我慢した」「相談しようと思わなかった」と回答した割合は低くなりましたが、目標は達成していません。

幅広いDVへの理解や認識と、それを防止するための取組の徹底も必要であると考えます。

## (2) 基本目標別にみる課題整理 (2次プランの振り返り)

### 基本目標Ⅰ

### 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めます。

#### 施策の方向(1) 男女平等の意識啓発

##### 【施策の目的】

誰もがお互いを「認め合い」、「尊重し合い」、「支え合う」男女平等の社会を築いていくため、さまざまな機会において、男女平等に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

##### 【現状と課題】

市民の意識や行動、社会制度・慣行等の中には、性別による偏りや、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られ、社会の様々な場面で、女性が男性に比べ不利な状況にあることが指摘されています。

第2次総合計画進行管理市民アンケートによると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」というような固定的な性別役割分担意識に対しての経年比較では、『反対』と考えている割合は高くなっています。また、「家庭生活」「就職・採用」「職場」「地域や社会活動の場」「慣習・しきたり」「社会全体」といった様々な場における男女の平等感は、一部では「平等」と感じている割合は高くなっていますが、多くの項目で「男性優遇」と感じている割合が高い状況です。

自らの個性と能力によって生き方を選択し、対等な立場でお互いを尊重しあえる社会にするためには、市民一人一人が、固定的な性別役割分担意識を解消するなど男女平等の意識づくりが必要です。

一人一人がこのような意識を持ち、家庭や職場での男女双方の意識改革を進め、できるところから行動していくことが大切であり、そのための様々な男女共同参画に関する情報発信を行うなど、積極的な啓発活動への更なる取り組みが必要です。

## 施策の方向（2） 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 【施策の目的】

様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する教育・学習の機会を提供します。また、幼児期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 【現状と課題】

これからの社会を担う子どもが社会の中で自分らしく生きていくためには、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。また、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供が必要です。

令和2年度に実施した「中学生意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、『反対』と考えている割合が、『賛成』と考えている割合を上回っています。しかし、実際に家庭生活の中における家事負担の状況を見ると、多くの項目で「母親」と回答している割合が高く、依然として、全体的に母親の家事負担が多い状況が見受けられます。しかしながら、「育児」や「授業参観」などの子育てでは、他に比べて「両親」と回答している割合が高い傾向にあります。

保育所・幼稚園等や学校は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であり、男女の発達段階における身体的な違いや特性を踏まえた保育・教育を行うには、保育・教育関係者に対して男女共同参画に関する理解の促進を図る必要があります。そのために、学校運営等に男女共同参画の視点を導入するとともに、男女共同参画についての研修を充実させていくことが大切です。

また、子どもだけでなく、保護者を含めた大人についても、男女共同参画に配慮した意識啓発の取り組みを進めていくことが必要です。

**【基本的な考え方】**

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、市民主体の取り組みに対する支援を行い、地域活動における男女共同参画の促進を図ります。また、市の政策や方針決定過程への女性の参画推進などの取り組みを積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めます。

**施策の方向（１） 家庭や地域における男女共同参画の推進****【施策の目的】**

家庭や地域における男女の不平等感を解消し、対等なパートナー・構成員として共に支え合い、家庭・地域活動に参加しようという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報の提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

また、災害時には直面する困難や課題が性によって異なるため、防災にかかる意思決定の場への女性参画を推進し、男女共同参画の視点に基づいた地域防災の取り組みを進めます。

**【現状と課題】**

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった男女の役割に対する固定的な考え方は、現在でも根強く残っています。

男女を問わず、家族全員で家事・育児・介護などを分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、ジェンダーにとらわれない考え方を浸透させていくことにつながります。

今後、少子・高齢化社会が進展していく中で、子育て支援制度、介護保険サービス制度に加えて、家庭内だけでなく地域で男女を問わず子育てや高齢者を支援していくという考え方が必要になってきています。

また、地域活動では、男性より活躍する女性が多いにもかかわらず、組織の代表者などは男性がほとんどを占めているのが現状で、活動方針決定の場へ女性の参画を妨げる要因となっています。

家庭や地域活動において男女共同参画を進めるためには、家事・育児・介護などの負担や社会通念、しきたり・慣行などにおける固定的な性別役割分担意識を是正することで、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できるよう、市民意識の醸成を図ることが必要です。



## 施策の方向（２） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

政策・方針決定過程へ男女が共に参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発などに努めます。

### 【現状と課題】

市の政策・方針を決定する場である審議会等における女性の参画率は目標値 35%に対して、令和2年度実績では31.9%と目標を達成していません。

女性委員が登用されていない審議会等や、女性の参画率が低い審議会等もみられることから、女性委員が登用されていない審議会等の解消と女性の参画率向上に向けた取り組みが必要です。

## 「小城市女性の活躍推進計画」

## 【基本的な考え方】

男女が仕事上の責任や家庭生活の役割を果たしながら、仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや、高齢者等が安心して暮らし続けられる社会づくり、仕事と育児・介護の両立ができる環境づくりを行います。

また、女性をはじめあらゆる人が十分に個性と能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、事業者には雇用形態や労働条件の整備を促進するための情報提供を進めます。

## 施策の方向（１） 女性の活躍推進と男性の意識改革

## 【施策の目的】

すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面で活躍できるよう環境整備を図ります。また、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けて、意識啓発を行います。

## 【現状と課題】

近年、働く女性は増加傾向にあり、仕事の他に家事、育児、介護等を同時に担っている女性も多い現状があります。

令和2年度に実施した「市民意識調査」によると、平日1日における男性の家事時間は、「全くしていない」と「30分未満」が44.1%で40.0%以下にする目標達成していません。また女性は3割以上が「3時間以上」と回答しており、女性の家事負担が依然として大きいままです。

女性の活躍推進のためには、子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性の意識改革を図っていくことが必要です。

## 施策の方向（２） ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【施策の目的】

長時間労働の削減を図るなど働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性について周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する広報・啓発を行います。

### 【現状と課題】

令和２年度に実施した「市民意識調査」によると、「仕事と家庭生活」の優先度について、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考えている割合が６割以上となっていることに対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と回答している割合は４割強と少なく、理想と現実の間に大きな差が生じています。

こうした問題を解決するためには、仕事と家事・育児・介護や地域活動等を両立できるようワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、市民や事業者に対して、啓発や情報提供等を行っていく必要があります。

## 施策の方向（３） 働く場における男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任を両立し、多様な働き方の選択ができるよう、事業者にも労働関係法令の周知・啓発を行い、男女がともに働きやすい環境づくりの推進を図ります。

市役所では、市職員一人一人が男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組み、市職員自身も仕事と子育て・介護等の両立を図れるよう必要な環境整備を行います。

### 【現状と課題】

令和２年度に実施した「市民意識調査」によると、「職場」や「就職・採用」における男女の平等感について「男性優遇」と感じている割合が半数以上と多くなっていますが、「法律・制度」の「男性優遇」より「平等」の割合が高い現状です。今後も均等な機会と待遇の確保を図るため、あらゆる分野での意識改革を進める必要があります。そのためには、事業者に対して労働関連法令の周知や男女平等の意識を高める取り組みを推進する必要があります。

事業者に対しては、商工会議所や商工会等と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。

また、市役所が働く場のモデルとなり、市民や事業者に対して男女共同参画の推進を促すためにも、市職員が積極的に男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組むとともに、市役所が一体となって女性活躍を推進していくことが必要です。

**【基本的な考え方】**

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭や貧困、高齢、障がい等により困難を抱えている人々への支援を行い、生活の自立と安定を促進します。

また、すべてのハラスメントを防止するために広報・啓発に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

**施策の方向（１） 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進****【施策の目的】**

男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう啓発活動に取り組みます。また、人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図るとともに、誰もが自分らしく生きるため、健康づくりや疾病予防についての支援を行います。

**【現状と課題】**

生涯を通じて健康を維持し、誰もが元気に暮らすには、性差をふまえた心身の状況を理解し、互いを尊重し合い、思いやりを持つことが大切です。

それにはまず、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるように、発達段階に応じた保健教育を実施する必要があります。

また、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性の認識を深め、女性が子どもを安心して出産や育児できる健康管理の支援や妊産婦・乳幼児への保健対策を行うことが必要です。

今後も、男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったそれぞれのライフステージに応じた心身の健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、健康づくりの支援に取り組む必要があります。

## 施策の方向（2） 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

### 【施策の目的】

ひとり親家庭で生活に困難を抱える女性等に対して、生活の自立と安定のために、相談体制の充実や就業支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるよう環境づくりに努めます。

### 【現状と課題】

小城市でもひとり親家庭など、多様な家族形態の家庭が増加しており、経済面での安定等が課題となっています。そのため、きめ細やかな福祉サービスを展開し、就労・自立の支援について関係機関が連携した総合的な支援対策が必要です。

また、高齢者や障がい者など、様々な困難を抱える人々が社会の一員として、自分らしく充実した生活を送れるよう環境を整備していく必要があります。

今後も、様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談体制を充実させていくことが必要です。

## 施策の方向（3） ハラスメント等の防止

### 【施策の目的】

すべてのハラスメントは人権を侵害する不当な行為であるという理解を広め、防止のための意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、ハラスメントや男女間の暴力による性被害の相談窓口の周知に努めます。

### 【現状と課題】

令和2年度に実施した「市民意識調査」の「セクシュアル・ハラスメント」の認知度は、7割を超える人が「内容まで知っている」と回答していますが、平成27年度調査の割合からは低くなっており、目標の85%を達成していません。また「中学生意識調査」では「セクシュアル・ハラスメント」の認知度は、7割弱の生徒が「内容まで知っている」と回答しています。

ハラスメントは、人権を侵害する不当な行為であるため、すべてのハラスメントに対する認識を深め、防止のための意識啓発を行っていく必要があります。



## 「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

## 【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

## 施策の方向(1) DVを許さない意識づくりの推進

## 【施策の目的】

配偶者等からの暴力(DV)は、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げになる要因の一つです。市民一人一人が正しい理解を深めるために広報・啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力を生まないように、子どもの発達段階に応じた教育・啓発を進めます。

## 【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

令和2年度に実施した「市民意識調査」によると、「DV」の認知度は、「内容まで知っている」と回答している割合は66%程度になり平成27年度の割合から低くなっていますが、「内容を知らない」「聞いたことがない」と回答している割合は31.1%で平成27年度調査の割合から高くなっています。

また、DVに関する項目の回答で、「されたことがある」と「どちらもある」をあわせると、全体の約4人に1人の割合になります。

今後もDVについての理解を深め、DVを許さないという意識が市民に共有されるように、広報・啓発の活動の必要があります。

このことから、早期からDVに関しての認識を深め、被害者・加害者にならないようにするために、県や教育機関と連携しDVの未然防止教育を推進していくことが必要です。

## 施策の方向（２） 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実

### 【施策の目的】

DV 被害者が孤立しないよう、安心して相談できる体制を整備し、身近な相談窓口について広く周知を行います。また、専門的な相談に対応できる体制の整備に努め、被害者の安全確保・自立に向けた支援の充実を図ります。

### 【現状と課題】

DV被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合があります。また、被害者自身に自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いとされています。

令和2年度に実施した「市民意識調査」によると、DV被害を受けた時、「我慢した」が59.9%で最も高く、DV被害が表面化していないケースが多くみられることが推察されます。

今後は、DV や性暴力などをなくすため、市の相談窓口や様々な相談窓口を周知するとともに、安心して相談できる体制の強化が必要です。

被害者にとって市役所が身近で安心できる相談窓口でありつづけるためにも、被害者の安全確保を第一に、相談情報の秘密厳守を徹底しなければなりません。

また、被害者が自立する際には、様々な手続きが精神的な負担となります。そのため、情報の保護を図りながら、生活や就業の支援、関係機関との連絡調整などの援助も必要です。

## 施策の方向（３） 関係機関の連携・協力

### 【施策の目的】

被害者支援は、ケース別に支援内容も多岐にわたるため、常時から関係部署間の情報共有を進め、支援に向けた共通認識のもと連携を図ります。また、外部の機関や民間の支援団体等と連携し、切れ目のない支援を行います。

### 【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関等だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有することで、さまざまな形での連携・協力をしていくことが必要です。

## 4. 第3次小城市男女共同参画プラン策定に向けての課題

『第2次小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）』では、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を基本目標に、小城市における男女共同参画社会の形成を目指し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「男女が共に参画する社会づくり」「仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」「誰もが安心して暮らせる社会づくり」「配偶者等に対する暴力のない社会づくり」の5つの基本目標を定めて施策を推進してきました。その中で男女共同参画社会の実現に向け13の施策の方向、23の基本事業を定め、取組を進めてきた68の事業については実施することができました。

第2次男女共同参画プラン策定時より「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」（性別固定役割分担意識）に反対する市民の割合は高くなり、男女共同参画社会への認識や理解は進んできましたが、男性の家事参画が進まない現実もあるため、家庭生活の場における男女共同参画社会の実現に至っておりません。

また、審議会等委員の女性の参画率、市内行政区における女性区長の割合、防災会議における女性の割合、市職員の管理職における女性登用率は成果目標を達成できていない状態であり、これからの持続的発展には男女共同参画社会の形成が不可欠であり、男女双方の意識改革やポジティブ・アクション（※）の実践等がカギになると思われます。

これまでの取組について課題を整理し、施策や成果目標等を見直していく必要があります。

『第3次小城市男女共同参画プラン』の策定にあたっては、第2次プランを継承して継続的な取組となる男女共同参画に関する啓発・理解促進や、家庭・教育・地域・職場など様々な場における男女共同参画の推進、女性の活躍推進とDVの防止と被害者支援などは一層進めていく必要があります。また、女性をはじめあらゆる人が安心して暮らせるための支援や、ともに支えあい、一人一人の多様性を尊重できる社会、そして仕事と家庭の調和が実現できる具体的な環境づくりに向けた取り組みも必要です。

数値目標を達成できていない事業もありますが、着実に毎年度成果を挙げている事業もみられ、今後も結果を踏まえながら、男女共同参画に配慮した事業を実施します。

本市の様々な事業の実施にあたっては、社会のニーズを正確に把握することに加え、男女共同参画の視点を忘れないことが非常に重要なポイントとなりますので、さらに全庁的な男女共同参画の取組を推進していきます。

### ※ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。国も女性参画を拡大する最も効果的な施策の一つとして推進している。

### 第3次プランの策定における留意事項

#### ○社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- ・新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- ・SDGsについて
- ・頻発する大規模災害
- ・人口減少社会の本格化、人生100年時代と働き方、暮らし方の変革